平成２５年（フ）第５１号
山梨県都留市下谷2816番地２
債務者　天野　達雄
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５１８３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　北村　光一
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４７号
大阪府寝屋川市明徳２丁目６番７―103号
債務者　岸本　美代
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６６号
大阪府東大阪市下小阪３丁目13番16号　グランピア松村202号
債務者　村口　　瞳（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５号
兵庫県養父市八鹿町小山118番地２、前住所兵庫県豊岡市今森６番地の１　メゾンドウリーブ502号室
債務者　谷　　祐輔
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
広島県呉市広古新開１丁目３番７号
債務者　前田　龍二
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５７号
広島県呉市本通５丁目５番３号
債務者　竹内　順子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２４３号
広島県福山市神辺町字西中条982番地２　品川マンションＡ―403
債務者　坂本　辰彦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２７号
徳島県板野郡藍住町矢上字春日３番地３　キャロン・エスポワール207号、旧住所徳島県板野郡藍住町富吉字富吉４番地１
債務者　宮本　孝亮
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４０号
徳島県小松島市田野町字宮ノ下73番地の８
債務者　味間　弘祐
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
佐賀県唐津市長谷20番地　カーサセピアＢ―11号
債務者　栗山　清司
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１７８号
名古屋市名東区亀の井２丁目３番地　マンション打越台１―107号
債務者　田部井冨士雄
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５１号
神戸市中央区中山手通１丁目15番７―402号、従前の住所神戸市灘区桜口町３丁目２番２―203号
債務者　江坂　直人
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７号
愛媛県西条市ひうち７―６　今治造船西条工場ひうち寮Ｊ―206号室、住民票上の住所愛媛県松山市和泉南６丁目５番10号
債務者　髙田　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２５号
沖縄県名護市大北２丁目１番６―301号　砂川アパート
債務者　大城あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第３０号
沖縄県名護市字仲尾次114番地２
債務者　江田　市子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1687―２　許田アパート６号、住民票上の住所沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1769番地
債務者　上原　　哲
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
那覇地方裁判所名護支部